

令和6年度事業計画

社会福祉法人みどり園
児童養護施設みどり園

【法人の運営理念】

1. 子どもの尊重と最善の利益
2. 職員の資質・専門性の向上
3. 地域の福祉の拠点としての推進

【施設の基本方針】

1. 子どもの最善の利益のために専門性をもって支援します。
2. 子どもが安全で安心感を持つことが出来る生活環境を保障します。
3. 子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援します。
4. 家庭環境を改善し、家族関係を再構築できるように支援します。
5. 地域の福祉ニーズに基づく事業及び施設の情報を発信します。

【子どもの権利擁護への取り組み】

1. 子どもの支援にあたっては、子どもの持つ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障します。
2. 「要望ポスト」を設置し、要望解決責任者のもと、3ヵ月に1度の要望ポストの確認や子どもの権利委員会による聞き取りを行います。
3. 学期ごとに「ホーム会議」「子ども全体会議」を開催し、子どもが意見を表明できる場を設けます。
4. 年度初めに「被措置児童等虐待の防止」「子どもが必要な意見を表明する権利」「権利ノート」について説明します。
5. 人権擁護のためのチェックリストを実施します(年2回)。

1. 組織体制

- ① 入所定員 42名

本園				地域小規模施設	
男子棟	男子 ユニット	女子 ユニット	分園型 みつばホーム	いるか ホーム	いちご ホーム
12名	6名	6名	6名	6名	6名
30名				12名	
42名					

② 職員構成

施設長	1名	家庭支援専門	2名	栄養士	1名
副園長	1名	里親支援専門	1名	調理員	4名
事務長	1名	心理療法担当	1名	宿直専門	8名
ケアワーカー	20名	職業指導員	1名	補助員	1名
ケアワーカー(短)	2名	看護師	1名	合計	45名

※ その他 嘱託医 1名

③ 施設内委員会

環境委員会	子ども達が安全に生活できるように、施設内の環境整備を行う。
子どもの権利委員会	子ども達が意見や不安を言いやすい環境づくりを支援し、安心して生活できるように、一人ひとりの声を受け止める。
性教育委員会	子ども達が生命を尊重し周囲の人を尊重出来るように、体の仕組みや成長するうえで大事なことを共に学べるようにする。
研修委員会	職員の意欲を高め、成長を促し、専門性や実践力を向上することを目的とし、職員の成長と共に組織の活性化を図る。
マニュアル委員会	業務の明確化と標準化により職員の育成及び業務の向上を図る。子どもの最善の利益のために、社会情勢に応じて随時検討・改善する。

2. 児童の処遇について

(1) 園内生活について

明るく、衛生的な環境の下で、子どもたちが心身ともに健やかに、安心して生活が送れるよう努める。

①生活環境の整備

建物や設備等の安全点検を定期的実施して、子どもたちが安全で快適な生活を送ることが出来るように努める。また、生活に支障をきたす恐れがある場合は、早急に改善に取り組み、生活環境の向上を図る。

②保健・衛生

学校や嘱託医と連携して、より効果的で、安全な健康診断と予防接種の実施に取り組み、子どもたちの健康管理に努める。また、生活に支障をきたす恐れがある場合は、早急に改善に取り組み、生活環境の向上を図る。前年度に引き続き、コロナ等の感染症の防止に努め、手洗い、湿度管理を徹底する。

③給食

子どもたちの発育段階に応じた、安全で変化に富み、栄養量を満たした給食を提供するため、職員による給食会議を開催する。同時に、子どもの意見や要望を給食に取り入れ、メニューの充実を図りながら食への関心を高めるため、子どもと給食担当者による給食委員会を

開催する。また、食の大切さを学び、将来の自立に向けた援助・指導を行う。

④ 行事

園生活に潤いと変化をもたらすため、四季折々の行事を取り入れ、子どもたちが日本の文化に触れ、家庭的な雰囲気が味わえるように工夫する。また、子どもたちと職員とのコミュニケーションを促進するためのスポーツやホーム会を開催する。

⑤ 地域との交流

地域で開催されるパールラインマラソンや清掃作業等に積極的に参加して、地域との交流を図る。また、園の行事にも地域のみなさんに参加を呼びかけ、地域の方々とふれあいや地区の独居老人への暮のおこわ配布を行い、地域に理解される施設作りに取り組む。

(2) 自立支援について

恵まれた自然環境の中で豊かな人間性を育て、自分でやろうとする意欲（主体性）と社会性を養い、将来の自立に向けて、子どもたち一人ひとりの発達段階やそれぞれの抱える課題に応じた援助・指導を行う。具体的内容は次の通りである。

① 基本的な生活習慣の確立

生活日課に沿った活動が出来るように援助すると共に、年齢に応じた生活習慣の確立を目指す、自ら行動する力(自主性)が身につくように援助・指導を個別プログラム(援助指針)に作成し、プログラムに沿った援助を行う。

② 社会適応能力の向上

バスや列車の乗り方、買物、役所や銀行での手続き等の社会生活に必要な経験を、S S T (社会生活技術訓練) の手法を取り入れて、子どもの年齢や能力、課題に応じて行い、卒業後スムーズに社会生活に移行することができるよう援助を行う。

③ 家庭環境の調整

虐待等の理由により入所している子どもで、家庭復帰が可能と思われる子どもに対応するため、家庭支援専門相談委員会を中心に、児童相談所や学校、関係機関と連携しながら家庭問題の調整並びに家庭支援に取り組む。また、退所後も子どもや家庭の相談に応じ、アフターケアに努める。

④ 就学に向けた支援

学習指導員を中心にして、小学生、中学生、高校生の全員に学習習慣を定着させ、基礎学力のレベルアップに取り組む。また、学習意欲を高め、より多くの就学機会を得ることができるよう援助する。中学生以上は、必要に応じて地域の公文教室やオンライン学習塾(個別指導イールート)での学習の機会を設ける。

⑤ 就労指導

学校や地域の協力を得て、子どもたちにアルバイトや職業実習に機会を与え働くことの大切さ、職場での規律やルールを学ばせ、将来の職業選択や就職活動がスムーズに行えるように援助する。

⑥家庭生活体験事業の活用

夏休みや冬休みの期間、子どもの年齢や課題に応じて、子どもを養育ボランティア（里親、ボランティア）の方々の家庭に数日間宿泊させ、本来の家庭のあるべき姿を理解することができるよう支援する。また、養育ボランティアの方々との情報交換を行い、子どもが抱える愛着障害等の課題改善を目指す。

⑦処遇困難児への対応

不登校児、被虐待児、発達障害などの処遇が困難な子どもたちに、手厚い支援を行うため、心理療法士、個別対応職員、担当職員を中心に一人ひとりの課題に応じた個別ケアを実施する。また、学校、児童相談所と密に連携を図り、必要に応じて児童相談所での面接や通院も検討しながら、子どもたちが安心して生活できるように支援する。

⑧心理療法について

心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施し、子どもの安心感、安全感の再形成及び人間関係の修正等を図り、心的外傷を緩和することにより、子どもの自立を支援する。また、安心してカウンセリングを受けられるよう、環境づくりに努める。

⑨里親支援専門相談員について

児童相談所・各市役所と里親会、またフォスタリング機関との連携を図り、里親委託の推進を行う。

⑩地域小規模について

少人数による家庭的な環境で生活をし、地域の方たちとの交流を深め、家庭的養護を実施する。また、厚生労働省の目標設定に近づけるように努力する。令和6年4月より、地域小規模「いちごホーム」が上地区に移転する。

⑪小規模グループケアについて

地域小規模と同様に、社会的養護が必要な子どもを可能な限り、家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう家庭的養護に実施する。施設内小規模2か所に加え、令和6年4月より分園型小規模GCみつばホームを開設する。

⑫職業指導員の配置について

令和6年度より、職業指導員を配置する。
勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた将来の選択ができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習等の支援を行う。
また、子ども達と様々な関係機関との繋がり・連携を実践するとともに、実習やアルバイト及び就労先の開拓を図る。

3. その他の事業内容

① 地域貢献について

職員の専門性（知識、技術、倫理）と施設機能を活用して、熊本県、上天草市をはじめ、

関係機関・団体とも連携を取りながら、地域福祉の推進に取り組む。

② 第三者評価について

国が進める第三者機関による福祉サービス評価制度を積極的に活用し、3年に1度第三者評価を受審する。令和6年度は受審の年である。法人及び施設のさらなる向上に努める。

③ 職員の資質向上について

深刻化する子ども虐待や入所児童のボーダレス化（軽度の発達障害（ADHD）、LD、自閉症スペクトラム）、複雑化する家庭問題（アルコール依存症、精神障害、人格障害）に対応するため、児童相談所をはじめ、関係機関の協力を得て、職場研修の充実を図り、各種研修会等にも積極的に参加して、資質の向上にも努める。また、業務のマナーリ化を防ぎ、施設機能のレベルアップを図るため、先進地施設での研修に取り組む。

④ 情報公開について

法人及び施設に関する情報をホームページにより公開し、地域や県民に信頼される、開かれた施設づくりに取り組む。

⑤ ホーム旅行

完全小規模化に整備を進める中で、園全体での思い出作りとして、各ホームごとの少人数単位で実施しているホーム旅行を、令和6年度は〈みどり園全体旅行〉として実施する。

4. 施設の運営について

① 施設整備について

- I. 児童一人ひとりの基礎情報や日々の記録(ケース記録・通院・面会記録等)、自立支援計画等をシステムに一元化する児童記録管理システムの導入。
- II. 研修棟修繕工事
- III. 施設全体のLEDライト取替工事
- IV. 男子棟ユニット化整備(キッチン、団欒室等設置)
- V. 分園型みつばホーム外構工事

② 人材確保及び育成について

I. 人材の確保について

今般の学生の求職活動を鑑み、ホームページやSNS等を活用し求人活動を行う。実習や施設見学等を積極的に受け入れ、自然豊かな環境と伸びやかな職場環境を、訪れる学生等にも積極的に発信し、学生と交流を図る。専門学校や大学、広報紙等への求人情報の掲載及び訪問。

II. 人材育成について

昨年度に続き、令和6年度も3名を新規採用する。新卒者や異業種あるいは同業種からの

転職など様々である。職員一人ひとりが、みどり園で働くことに誇りとやりがいを感じる
ことが出来るように、運営理念及び施設の基本方針の明確な理解を促す。

職員の支援目標 みんなで育てる チームみどり園

子どもの最善の利益を最優先に考え、健全に育成される権利を持ち不利益がないように養
育を行う。全ての職員をかけがえのない人材として育成し、1年後、3年後、5年後とスキ
ルアップ、キャリアアップできるように支援し、環境を整える。

Ⅲ. 人材の定着について

◇ 働きやすい体制の充実

業務及び支援の質の向上を図るための研修、スーパーバイザー体制の構築

◇ コミュニケーションの充実

同じホームの職員間だけでなく他職員や他業種、他施設等とのコミュニケーションや
交流等を図る。自由な発言・発想が出来るように環境を整える。

◇ 労働環境の向上

孤立・不安に対する支援の充実を図り、安心して働くことのできる環境の整備
年休の積極的な取得の奨励